◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第六九号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令**（政令第七〇号）（総務省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第一五号）の施行に伴い、関係政令について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第七一号）（総務省）

1　市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二二年法律第一〇号）の施行に伴い、市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成一七年政令第五五号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**予算決算及び会計令の一部を改正する政令**（政令第七二号）（財務省）

1　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二二年法律第一七号）第二条第二項の規定により平成二二年四月一日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成二一年度所属の歳入金として平成二二年六月三〇日まで受け入れることができることとした。（附則第一〇条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第七三号）（財務省）

1　関税法及び関税暫定措置法の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続を定める。（関税法施行令第四三条の二及び第六九条の二関係）

㈡　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成二二年度又は同年度上期の関税割当数量を定める。（関税割当制度に関する政令別表関係）

2　特恵関税制度について、特恵関税の便益を与えない物品として中国を原産地とするソーダ灰等を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

3　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第七四号）（防衛省）

1　特地勤務手当の支給される官署の級別区分の見直しに伴い、技術研究本部下北試験場その他の防衛大臣が定める官署に在勤する職員の特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額について経過措置を設けることとした。（原始附則第六項～附則第八項関係）

2　特地勤務手当等の支給対象となる官署及び級別区分を改めること等とした。（別表第六関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令**（政令第七五号）（厚生労働省）

1　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二二年法律第一九号。以下「法」という。）第一六条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員の範囲を定めることとした。（第一条関係）

2　法第一八条第一項の規定により政府が市町村（特別区を含む。）に交付する交付金は、法第七条第四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該支払期月の分を交付するものとすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**平成二十二年度における児童手当法及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令**（政令第七六号）（厚生労働省）

1　平成二二年度における児童手当法（昭和四六年法律第七三号）第二一条第一項の拠出金率、同法附則第六条第二項において準用する同法第二一条第一項の拠出金率及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二二年法律第一九号）第二〇条第一項の規定により適用する児童手当法第二一条第一項の拠出金率は、合わせて千分の一・三とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令**（政令第七七号）（厚生労働省）

1　平成二二年度において政府が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金（以下「子ども手当事務費交付金」という。）の総額は、子ども手当の事務の処理に要する子ども手当受給者一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が二、九八九円を基準として定める額に、同年度の四月から二月までの各月末における子ども手当受給者（法第二一条に規定する児童手当等受給資格者に該当する者を除く。）の数の合計数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数を一一で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。（第一条関係）

2　各市町村に対して交付すべき子ども手当事務費交付金の額は、当該市町村における子ども手当の支払件数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第七八号）（国土交通省）

1　国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、砂防法施行規程その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第二条、第四条、第七条、第九条及び第一二条関係）

2　国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、道路法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第四条、第六条、第九条、第一二条及び第一三条関係）

3　国の直轄事業に係る都道府県等の負担金の業務取扱費及び国庫補助負担金の事務費を廃止するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第三条、第五条、第八条、第一〇条、第一一条及び第一三条関係）

4　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**国土審議会令及び国土調査法施行令の一部を改正する政令**（政令第七九号）（国土交通省）

一　国土審議会令の一部改正関係

国土調査事業十箇年計画の平成二二年度以降の案の作成及び変更に係る国土審議会の所掌事務は、土地政策分科会が処理することとした。（第二条関係）

二　国土調査法施行令の一部改正関係

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う等の措置を講ずることとした。（第四条の七、第一四条、別表第一及び別表第六関係）

三　附則関係

この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。